第二条

2

(3)

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を改正する省令案の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

別表第一号 四 十 五 六十七 四十六~六十六(略) (1) • ~四十四 れている固定局に使用するための無線設備 ア 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとす ものであるかどうかについて審査を行う。 項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大 臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四 (2) 申込設備について、次に従つて試験を行い、 法第三十八条の二の二 特性試験 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験 設備規則第五十八条の二の五においてその無線設備の条件が定めら 欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。 削除 技術基準適合証明のための審査 略 (略 第 改 兀 項の特定無線設備は、 正 条 \_ 第 条 第 案 (第六条及び第二十五条関係) 定 条 第 かつ、技術基準に適合する 線 設 次のとおりとする。 第 条 備 の 種 第 条 别 条 第 第二条 |別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係) 2 四 十 五 四十六~六十六 (同上) 装 ~四十四 (1) • (2) る。 (3)られている固定局に使用するための無線設備 (同上) 技術基準適合証明のための審査は、 ものであるかどうかについて審査を行う。 法第三十八条の二の一 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、 臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四 項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大 設備規則第五十八条の二の九の二においてその無線設備の条件が定め 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験 欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。 (同上) (同上) 第 現 四 項 の特定無線設備は、 第 次の掲げるところにより行うものとす 条 行 第 条 第 無 線 かつ、技術基準に適合する 設 次のとおりとする。 第 条 備 条 第 の 種 別 第 条

装

																		置		
		帯幅	占有周波数			周波数													目	二試験項
ルソノ	バ 号 、 発	器		析器	スペ	周数														三 三
ク	バンドメータ号発生器	器又は疑似信	疑似音声発生	TIP	スペクトル分	周数数計又は														測定器等
	(略)				(略)														( <b>町</b> )	各
	0				0			備	備	設	線	無	の	号	五.	+	第	項	_	第
	0				0		備	設	線	無	の	=	の	号	五	+	第	項	_	第
	0				0		備	設	線	無	の	三	の	号	五.	+	第	項	_	第
	略)				(略)														(H)	(女)
	0				0			備	設	線	無	の	号	四	+	四	第	項	_	第
	(略)				(略)														(H)	(各)
	0				0			備	設	線	無	の	号	六	+	六	第	項	_	第
	0				0			備	設	線	無	の	号	七	+	六	第	項	-	第

												置		
帯占幅有	周波数												目	=
帯幅 占有周波数	数													試験項
ル又バ号器疑分はン発又似	析ス周器ペ数													Ξ
ル分析器 又はスペクト スペクト	析器の人のよりは													測定器等
(同上)	(同上)													司 三
0	0		Í	備 設	線	無	の	号	五.	+	第	項	-	第
0	0	備	設総	泉 無	<b>ま</b> の	=	の	号	五.	+	第	項	_	第
0	0	備	設総	泉 無	<b>ま</b> の	三	の	号	五.	+	第	項	-	第
(匣斗)	(同斗)													(i)
0	0		備言	設 紡	魚 無	の	号	四	+	四	第	項	_	第
O	0		備言	設 紡	無	の	号	五.	+	四	第	項	-	第
(同上)	(同上)													司 11)
0	0		備言	設 綃	魚無	の	号	六	+	六	第	項	_	第

				装					信										送				
	雑音	総合歪及び	特性	総合周波数			搬送波電力	アシス特性	プレエンフ	調度	偏位又は変	又は周波数	周波数偏移		比吸収率				空中線電力	度	要発射の強	発射又は不	スプリアス
歪率雑音計	直線検波器	低周波発振器	電力計	低周波発振器	析器	スペクトル分	低周波発振器	直線検波器	低周波発振器		は変調度計	直線検波器又	低周波発振器	装置	比吸収率測定	析器	スペクトル分	度測定器又は	電力計、電界強	クトル分析器	力計又はスペ	スプリアス電	低周波発振器
	(略)		(鱼)	(各)		(略)		(重)	(各)		(重)	(各)		(重)	(各)		(重)	(各)			()	(各)	
																	(	)				)	
																	(	)				)	
	(略)		(国)	(各)		(略)		(国)	(各)		<b>B</b>	(各)		<b>田</b>	(各)		<b>)</b>	(各)			(m)	(各)	
																		)				)	
	(略)		(重)	各		(略)		(H)	<b>(</b> 各)			各			各			(各)				<b>各</b>	
																		)				)	

				装					信										送				
	雑音	総合歪及び	特性	総合周波数			搬送波電力	アシス特性	プレエンフ	調度	偏位又は変	又は周波数	周波数偏移		比吸収率				空中線電力	度	要発射の強	発射又は不	スプリアス
歪率雑音計	直線検波器	低周波発振器	電力計	低周波発振器	析器	スペクトル分	低周波発振器	直線検波器	低周波発振器		は変調度計	直線検波器又	低周波発振器	装置	比吸収率測定	析器	スペクトル分	度測定器又は	電力計、電界強	クトル分析器	力計又はスペ	スプリアス電	低周波発振器
	(同上)			司上		(同上)			司上		[	司上			司上			(司 上)				(司 上)	
																	(	)			(	)	
																		)				)	
																		$\supset$				$\supset$	
	(同上)			(司 E)		(同上)			司上		[]	(司上)			(司 E)		Ī	(司 上)			Ī	(司 上)	
																						)	
																	(	O <b>I</b>			(	O <b>I</b>	
	(同上)		(F)	(司上)		(同上)			(司 上)		[	司 日 上			(司上)		-	(ii)			-	(ii)	
																	(	)			(	)	

																											I.
			受																							置	
			通過帯域幅				感度	の限度	する電波等	副次的に発			送信速度	力	いときの電	信していな	搬送波を送	力	外漏えい電	力又は帯域	ル漏えい電	隣接チャネ	下がり時間	び送信立ち	がり時間及	送信立ち上	1
レベル計	周波数計	器	標準信号発生	歪率雑音計	レベル計又は	器	標準信号発生	トル分析器	器又はスペク	電界強度測定	プ	オシロスコー	低周波発振器	クトル分析器	信機又はスペ	電力測定用受	低周波発振器		クトル分析器	信機又はスペ	電力測定用受	低周波発振器		トル分析器	プ又はスペク	オシロスコー	
		(各)			(H)	( 格)			(略)			(略)				<b>( ) ( </b>				(略)				E	(各)		_
									0											0							_
									$\circ$											0							_
									$\circ$											$\circ$							_
		(各)			É	(格)			略)			略)				<b>各</b>				略)				É	(各)		
									0			0								0							_
	(H)					(格)			(略)			(略)								(略)					(恪)		_
									0											0							_

受						置
通過帯域幅	感度	の限度する電波等	送信速度	かときの電 かときの電	カスは帯域の場合である。	<ul><li>下がり時間</li><li>で送信立ち上</li></ul>
周波数計器という。	電率雑音計 で率雑音計	器又はスペク の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	プ シロスコー 低周波発振器	低周波発振器	低周波発振器	トル分析器 トル分析器
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
		0				
		0				
		0				
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
		0	0		0	
		0	0		O	
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(匣斗)	(同十)	(同上)

																								别 紙 2
									装										信					社
動	の周波数変	局部発振器			性	相互変調特		果	感度抑圧効					ル選択度	隣接チャネ		ンス	ス・レスポ	スプリア				減衰量	
		周波数計	歪率雑音計	レベル計又は	器	標準信号発生	レベル計	器	標準信号発生	プ	オシロスコー	レベル計又は	器	標準信号発生	低周波発振器	歪率雑音計	レベル計又は	器	標準信号発生	レベル計	周波数計	器	標準信号発生	
	(略)			(H)	(格)			(略)				(H)	各)				H	(各)			ĺ	(略)		_
																								_
																								_
	略)			<b>H</b>	(格) ——			略)				<del>E</del>	各				H	各			ĺ	( 略 )		_
	(略)				( 格)			(略)					(各)				H)	(各)			ĺ	(略)		-
																								-

							1		装										信	1			
動	の周波数変	局部発振器			性	相互変調特		果	感度抑圧効					ル選択度	隣接チャネ		ンス	ス・レスポ	スプリア				減衰量
		周波数計	歪率雑音計	レベル計又は	器	標準信号発生	レベル計	器	標準信号発生	プ	オシロスコー	レベル計又は	器	標準信号発生	低周波発振器	歪率雑音計	レベル計又は	器	標準信号発生	レベル計	周波数計	器	標準信号発生
	(同上)			[ =	(司 上)			(同上)				[i	(司 上)				Ē	(司 上)			Ē	(I) E	
	(同上)			ĺ	(司 上)			(同上)				ĵi -	(司 上)				Ī	(司 上)			Ī	(司 上)	
	_	_			_				-					_					-				-
	(同上)			[	(司上)			(同上)				[i	(司 上)				[i	(司 上)			[i	(司 上)	

別 紙 2

					置
	雑音	総合歪及び		アシス特性	ディエンフ
歪率雑音計	器	標準信号発生		直線検波器	低周波発振器
	(略)		(里/	(各)	
	略)		(H)	俗	
	略		田/	<u>各</u>	

注 1 22 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)

别表第二号~别表第六号 (器)

様式第1号~様式第6号 (瑟)

様式第7号 (第8条、第20条、 第 27 条及び第 36 条関係)

様式 (器)

注1~3 (器)

が別に定めるとおりとすること。 明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特 注4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証 定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣

注 5 (略)	第2条第1項第 67 号に掲げる無線設備	第2条第1項第 66 号に掲げる無線設備	(略)	第2条第1項第 44 号に掲げる無線設備	(略)	特 定 無 線 設 備 の 種 別 記	
	LS	ES		FW		물	

置 ディエンフ 低周波発振器 (同上) 雑音 器 (同上) 経合歪及び 標準信号発生 (同上)
歪器 標準 信
率 準 信 号 発 生
(同上)
(同 上)
(同上)

注 1 22 同 上

イ・ウ (同上)

二 • 三 (同上)

别表第二号~别表第六号

(同左)

様式第1号~様式第6号 (同左)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

様式 (同左)

注1~3 (同左)

別に定めるとおりとすること。 無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が 機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定 注4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明

第2条第1項第66号に掲げる無線設備	(同左)	第2条第1項第 45 号に掲げる無線設備	第2条第1項第 44 号に掲げる無線設備	(同左)	特定無線設備の種別
ES		GW	FW		記 号

洋 5 (同左)